

下 総 第 3 5 5 号
平成30年12月28日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成30年3月19日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

保健部健康推進課
保健部保健医療政策課

保健総務課（現・健康推進課）について

臨地実習の受入に係る雑入の調定伺書及び納入通知書において、納期限が記載されていないものが見受けられた。地方自治法施行令第154条第1項及び第3項の規定並びに下関市会計規則第12条の規定に基づき、納期限は適正に調査・決定のうえ記載されたい。

臨地実習の受入に係る雑入の調定伺書及び納入通知書については、定期監査後より、地方自治法施行令第154条第1項及び第3項の規定並びに下関市会計規則第12条の規定に基づき、漏れなく納期限を記載しています。

今後も、納付期限の記載漏れがないよう、適正な事務処理を行います。

保健医療課（現・保健医療政策課）について

本市では、衛生検査所精度管理専門委員会の委員（以下「精度管理専門委員会委員」という。）を、任命又は委嘱を要さない懇談会等の委員としているが、臨床検査技師等に関する法律や関係する厚生省の局長通知から、精度管理専門委員会委員には本市の非常勤の特別職としての身分が必要である。今後も精度管理専門委員会委員にこれまでと同様の業務を依頼するのであれば、関係課と調整のうえ、非常勤の特別職として任命又は委嘱されたい。

衛生検査所精度管理専門委員を非常勤の特別職として委嘱をするに当たり、関係課及び関係機関と調整の上、下記のとおり要綱及び規則を整備し、委員5名に対し、平成30年10月31日に非常勤の特別職として委嘱状を交付、同年11月1日に身分証を交付しました。

また、同年11月2日に行った衛生検査所の立入検査（1施設）では、同行の衛生検査所精度管理専門委員2名についても身分証を提示した上で立入を実施しました。

記

平成30年9月20日

「下関市衛生検査所精度管理専門委員会設置要綱」を全部改正し、
「下関市衛生検査所精度管理専門委員会設置要綱」を設置

平成30年10月23日

下関市規則第77号「専門委員及び附属機関を組織する委員等の報酬額に関する規則の一部を改正する規則」公布

下関市衛生検査所精度管理専門委員 日額 9,200円

平成30年10月31日 委嘱状交付（非常勤の特別職）

平成30年11月1日 身分証交付

平成30年11月2日 衛生検査所立入実施